

(質問1) 風力発電と再生可能エネルギーについて、お考えに近いもの(複数可)を選んでください。

1. 再生可能エネルギーとしての風力発電の導入は、積極的に行うべきだ。
2. 風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意をみながら、慎重に行うべきだ。
3. 風力発電の導入に関して、日本という狭い国土や風況を考えると、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
4. 再生可能エネルギーよりも、原子力発電により安定した電源を確保するべきだ。
5. 再生可能エネルギーよりも、火力発電により安定した電源を確保するべきだ。
6. その他

()

選択した回答の理由を教えてください。

2～3が考えに近いです。まず大前提として、日本国内に再生可能エネルギー全般に関する厳しい法整備が必要です。環境を破壊する、周辺住民の意向を汲まない、などは論外で、風力以外でも、環境への影響は最小限、効果は最大限という設置手法や運営方法(事業終了後の事業者への撤去義務なども含む)を議論する必要があると考えます。なお、原子力発電には反対です。

(質問2) 風力発電を導入する場合、環境アセスメントの手続きにより、環境負荷を低減した開発が求められます。現在の環境アセスメントは事業者が自主的に行うもので、行政は助言するだけ、市民は意見を述べるだけで、強制力はない制度となっています。(特記：近年注目の洋上風力発電においては、海の生態系について調査・方法が未確立との理由から環境アセスメント調査をしないままに進められています。)

アセスメントについて、質問します。もっとも近いものを選んでください。

1. 現状のアセスメントには全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
2. 現状のアセスメントは手続きに時間がかかる。もっと簡略化するべきだ。
3. 現状のアセスメントでは十分に環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
4. その他

()

選択した回答の理由を教えてください。

3。質問1にも通じますが、事業者任せにすると必ず不正が起こります。第三者機関の立ち上げや国内外の専門の見識も仰ぐ形の審査基準を策定すべきです。

(質問3) 低周波音による人体への影響については、風力発電施設に限らず、道路交通の騒音やエコキュートの騒音などが、以前から指摘されています。2013年12月には、日本弁護士連合会が「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」を提出しています。

低周波音による人体への影響についてもっとも近いものを選んでください。

1. 低周波音の人体への影響の評価等に問題があるという認識はない。
2. 低周波音の人体への影響の評価についてはむしろ過剰な面もあるため、もっと緩和するべきだ。
3. 低周波音の人体への影響については、十分に調査が行われていないという認識だ、調査や見直しも必要だ。

④ その他

()

選択した回答の理由を教えてください。

3。北海道内で私が行ってきたヒアリングでは、人体や動物への低周波の影響について実害が確認されています。これも事業者側は「問題はない、微々たるもの」という言い方をするかもしれませんが、過去の公害がそうだったように、極めて厳しい基準と長期のモニタリングによって安全確認をする必要がある一方、低周波の発生を抑えるための技術にも国が積極的に投資していく必要があると考えます。

(質問4) 風力発電施設が鳥類など自然環境に影響を与えるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

1. 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
2. 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
3. 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものと言

えないので見直しが必要だ。

4. その他

()

選択した回答の理由を教えてください。

3 バードストライクが鳥類の生態系に大きな影響を与えることは世界中で報告されており、これに関する対策・基準は厳格化される必要がある。風車デザインを含む環境設計で改善が図れるのかも含めて研究すべき。

(質問5) 風力発電施設の景観への影響について、現状に課題があるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

1. 現状の景観に関する基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
2. 現状の景観に関する基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
3. 現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
4. 風力発電では景観に関する問題があるため、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
5. その他

選択した回答の理由を教えてください。

3 景観への影響と前質問の鳥類の生態系への影響に配慮したデザインが望ましい。

(質問6) 北海道選挙区では、再エネ海域利用法による洋上風力発電の有望区域として・石狩市沖・岩宇・南後志地区沖・島牧沖・檜山沖・松前沖が選定されています。

離岸距離が近すぎて健康影響が懸念されるだけでなく、景観や自然環境を破壊され、沿岸漁業や住民生活への影響も懸念されています。また、これらの区域の多くは「生物多様性保全の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」が指定されていて、野生生物にとっても、漁業資源にとっても重要な海域に間違いありません。海洋生物への影響の予測をしなくと

も、強引に進めてられてしまう風力発電事業に疑問を感じています。このことについて、どうお考えですか？

風車を含む再生可能エネルギーの発電については周辺環境への影響を最小に留められるような地域選定を行うべきであり、海洋環境への悪影響が明らかな場合には候補地の再検討が行われるべき。

(質問7) 石狩市は「石狩市風力発電ゾーニング計画書」を策定しています。このゾーニング計画は平成29年・30年の2年にわたり、環境省の委託事業として5700万円の補助金を受けて、専門家・市民・行政の協力のもと、「ゾーニング手法検討委員会」、3つの「作業部会」で協議して案をまとめ、パブリックコメントを募集し、「石狩市環境審議会」で審議をし、いくつもの市民参加手続きを経て策定されました。その結果、導入可能エリアの面積は陸域・洋上ともに0km²でまとめられました。

1. 石狩市（行政）は一般海域の洋上風力発電の促進区域に手挙げをしました。これは、市民参加手続きをないがしろにするものだと思います。このことについてどうお考えですか？

自治体が補助金欲しさにこうした事業に手上げすることは様々な領域で起きている。これは再生可能エネルギーセクターだけでなく、市民による政治参画における課題と考える。

2. 風力発電実施事業区域に「環境保全エリア」が堂々と含まれる計画をどう思いますか？

環境保全エリアに新規の開発は不要。計画の白紙を。

(質問8) 小型風力発電（1000kW未満）については、石狩市では「ガイドライン」によって風力発電設備の設置及び運用の基準が定められています。しかし、経産省に受理されたIDが転売（売電単価55円/1kWh）され、責任の所在など住民にはわかりにくいものになっています。また太陽光発電の転売も多く、FITが転売ビジネスの温床になっています。このことについて、どう思いますか？

転売ビジネスはほかの再生可能エネルギーでも発生していることから、地域発電は地域の

ために地産地消、投機商品に成り下がらないための法整備が急務。

(質問9) 今年2月第7次エネルギー基本計画が閣議決定され2040年に再生可能エネルギーは全体の4割から5割に拡大して最大の電源とするとされています。データセンター、半導体関連事業などは電気を大量に消費すると言われており、政府は泊原子力発電再稼働も視野にいれています。また石狩湾新港の天然ガス発電2号機3号機も前倒しで建設予定となっています。このことについてどのようにお考えですか？

データセンターや半導体などの実現可能性が不明瞭な中で、電気インフラの整備、特に原子力の再稼働を強行しようとしていることに強く反対。安全で恒久的な発電環境の整備を最優先とし、これらが確定したうえで産業界からの要望に応えられるかの議論を行うべき。

のむらパターソン和孝

071-8132 北海道旭川市末広2条4丁目8番11号